



《会計・税務の知識》執行役と執行役員

平成23年度税制改正大綱では、法人役員の高額な給与については、給与所得控除に上限を設け所得税を増税する方針を示しました。役員概念は重要になります。そこで、「執行役」と「執行役員」。名称は似ていますが、違う機関です。では、どのように違うのでしょうか。今回は、株式会社における両者の違いと税務上の取り扱いを併せて確認したいと思います。

1. 執行役とは

「執行役」は平成14年の商法改正で創設された委員会設置会社だけに設置される業務執行機関です。取締役会の決議により委任を受け、会社の業務執行を担当します。取締役会が執行役のなかから代表執行役を選定します。

委員会設置会社ではない取締役は、業務執行の権限を有し（ただし、定款で別段の定めが可能）、取締役が複数いる場合については、取締役の過半数の賛成をもって業務執行の決定を行う（ただし、定款で別段の定めが可能）権限があります。このことから、「執行役」の業務と類似する部分もあります。

「執行役」は取締役、監査役等と同様に会社法上の役員ですので、商業登記をする必要があります。また、会社法に規定する役員ですので損害賠償責任を負うものです。

2. 執行役員とは

「執行役員」は代表取締役の任命により、会社の業務執行を担当します。

通常、取締役は意思決定と業務執行の両方を担当しているため、取締役だけでは迅速かつ適切な業務執行ができない場合があります。このような場合に経営に専念する取締役とは別に、業務執行に専念する者として認知されるようになりました。

「執行役員」は会社法上の役員ではないので、商業登記をする必要がありません。また、会社法に規定する役員ではないので損害賠償責任は負いません。

ただし、表見代表取締役に該当する場合には、第三者に対しては損害賠償責任を負うものと考えられています。

3. 税務上の取り扱い

「執行役」と「執行役員」は法律上の立場がそれぞれ違いますが、法人税法は会社法上の役員とは別に法人税法独自の役員である「みなし役員」という

規定を設けているので留意が必要です。

みなし役員は、取締役、監査役などの会社法上の役員のほか「会社の使用人以外の相談役、顧問等で会社の役員と同様に実質的に会社の経営に従事していると認められる人」を含みます。一般的には、執行役員制度の下での執行役員は、代表取締役等の指揮・監督の下で業務執行を行い、会社の経営方針や業務執行の意思決定権限を有していないことから、「法人の経営に従事している人」には該当しないものと考えられます。よって、執行役員がただちにみなし役員に該当するとは限りません。しかし、執行役員も実質的に会社の経営に従事している場合には、法人税法のみなし役員に該当すると考えられます。

みなし役員に該当することになった執行役員の給与も会社法上の役員と同様に法人税法上の規制を受けることとなります。

現在、法人税法で損金算入が認められる役員給与は、退職給与、ストックオプション等によるものを除き以下の3つに限られています。

- ① 定期同額給与
- ② 事前確定届出給与
- ③ 業績連動型給与

これらに該当しない場合には損金算入できないので注意が必要です。

4. まとめ

会社法、法人税法それぞれの役員の範囲をまとめると次のようになります。なお、税制改正大綱の法人役員は、法人税法の役員を含んでいます。

【役員範囲】

会社法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役 ・ 監査役 ・ 清算人 ・ 執行役 ・ 理事
法人税法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法上の役員 ・ みなし役員 ① 法人の使用人（職制上使用人として地位のみを有するものに限る）以外の者で、その法人の経営に従事しているもの ② 同族会社の使用人のうち、一定の要件を満たす者で、その法人の経営に従事しているもの

「役員」とついている「執行役員」は、会社法上の「役員」ではなく、「役員」とついでない「執行役」は、会社法上の「役員」とされているのですね。

（担当：島村）